

中小企業人材確保事業 奨学金返還支援事業（広報業務） 委託業務仕様書

1 業務名

中小企業人材確保事業 奨学金返還支援事業（広報業務）

2 目的

本県では、県内中小企業等の人材確保を図るため、新規雇用者の奨学金返還を支援する中小企業等に対し、奨学金返還費用の一部を補助する愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業（以下、「奨学金返還支援事業」という。）を実施している。

本業務では、奨学金返還支援事業の普及拡大のため、広報物の作成を行うとともに、専用ポータルサイト「あいち奨学金返還支援ネット」（以下、ポータルサイトという。）の保守管理及び改修を行うものである。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

- (1) ポータルサイトの保守管理
- (2) ポータルサイトの新規ページのデザイン・制作及び既存ページの更新
- (3) リーフレット・ポスター・PR資材の作成

5 仕様

(1) ポータルサイトの保守管理

ア サーバの提供

- (ア) 専用又は共用サーバの提供を行うこと。サーバは受託者が用意する機器及び場所で行うこと。
- (イ) 公開用のサイトとは別に、コンテンツの更新・保守に必要なテストサイトを用意すること。（第三者による閲覧ができないように設定）
- (ウ) ドメインは、現行の“shogakukin-henkan-shien.pref.aichi.jp”を継続使用すること。
- (エ) データを毎日一定時刻にバックアップすること。

イ システム保守・運用・維持管理

- (ア) 管理者 ID 及びパスワードを付与した際に入手した企業担当者名等の個人情報について適切に管理し、管理者 ID 及びパスワードに関する質問について県から問合せがあった場合は、管理者 ID 及びパスワードの確認やアクセスログについてのシステム解析を行うなどして、常時迅速に対応すること。
- (イ) 県及び企業担当者が、暗号化などを用いた安全な状態でサーバにアクセスし、掲載データの更新（登録・修正・削除等）をできるように管理すること。

- (ウ) 県及び企業担当者が入力するデータベースの内容等について、文字や写真の掲載等に不具合が発生した場合は、常時迅速に対応すること。
- (エ) システム障害発生時における復旧作業を、発見時から原則 24 時間以内に行うこと。障害原因により、24 時間以内の復旧が困難な場合は、速やかに県にその旨を伝え、協議の上、暫定措置を行い、可能な限り速やかに復旧措置に取り組むこと。
- (オ) アクセス解析が可能なソフト等を導入し、アクセスデータの管理をすること。
- (カ) 県が更新可能な CMS 機能を有した「管理者ページ」を維持しサイトを運用すること。

ウ セキュリティ要件

- (ア) 別紙「愛知県情報セキュリティポリシー」に従って、情報セキュリティ対策を適切に実施すること。
- (イ) 本システムへの不正な侵入、停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に抑えるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (ウ) 不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに、県へ報告すること。
- (エ) 企業担当者がサイトから新規・変更の申請をする際、第三者が不正にアクセスすることができないよう、対策を講じること。

エ その他

より良いサイトとするため、積極的に情報提供及び提案などを行うとともに、最新技術の動向に注目し、サイトへの導入の可能性を探り、打ち合わせを行いながら作業を進めること。

(2) ポータルサイトの新規ページのデザイン・制作及び既存ページの更新

ア 企業からの申請受付への対応

(ア) コンテンツ概要

ポータルサイト上のマイページで奨学金返還支援事業登録企業（以下、「登録企業」という。）が以下の書類を提出できる機能を新たに追加すること。

- ・ 支援計画書（・変更届）
- ・ 補助金交付申請書 及び 変更・中止・廃止承認申請書
- ・ 実績報告書
- ・ 請求書

(イ) 留意事項

- a 登録企業がサイトから新規・変更の申請を行い、管理者（県）が承認する仕組みとすること。
- b 申請の進捗状況をマイページ上で登録企業が簡単に確認できる工夫をすること。

イ サイトの魅力を高めるコンテンツの作成

(ア) コンテンツ概要

企業の登録や、学生・求職者の本制度利用を促進する効果の見込める特集コンテンツを作成すること。

(イ) 留意事項

- a SNS等で広く拡散させることを想定したコンテンツとすること。
- b コンテンツについては、県との協議により決定すること。
- c 高齢者や視覚障害者に配慮した「JIS X 8341-3」及び「愛知県民情報システム Web ページ作成の手引き」を参照し、Web コンテンツアクセシビリティに配慮して作成すること。
- d 文字コードは、「UTF-8 (UTF-8N)」で作成すること。
- e HTML でウェブページを作成し、HTML は「XHTML1.0」以上を使用すること。スタイルシートは「CSS2.1」以上を使用すること。
- f 閲覧環境については、ブラウザの最新バージョンに対応すること。

ウ 既存ページの更新

(ア) 県の指示により実施すること。

(イ) 県から依頼があった際には、受託者は適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。

(3) リーフレット・ポスター・PR資材の作成

ア リーフレット・ポスターの作成

(ア) 企業向けリーフレットの作成

令和6年度に作成したリーフレット（別紙1）等を参照し、奨学金返還支援事業の概要を分かりやすく説明するとともに、企業への登録を呼びかけるリーフレットを1種類作成する（A4、両面、カラー印刷）。

(イ) 求職者向けリーフレットの作成

令和6年度に作成したリーフレット（別紙2）等を参照し、ポータルサイトについて紹介するとともに、登録企業への就職を呼びかけるリーフレットを1種類作成する（A4、両面、カラー印刷）。

(ウ) 求職者向けポスターの作成

(イ) で作成した求職者向けリーフレットを基に、大学構内などに掲示するポスターを1種類作成する（A2、片面、カラー印刷）。

(エ) 留意事項

- a 納品形態（データ）、期日等については別途県が指示することとする。
- b ポータルサイトと統一感のあるデザインとし、事業全体のブランディングを図ること。

イ PR資材の作成

(ア) PR資材の作成

登録企業向けに、奨学金返還支援を行う企業であることを求職者等に向けてPRできるような資材を新たに作成する。

- a デザインには奨学金返還支援事業のロゴマークを使用すること。

- b 事業全体のブランディングを図るため、リーフレット・ポスター等と親和性のあるデザインとすること。
- c 合同企業説明会等で掲示、配架することが可能なものとすること。
- d 資材とポータルサイトを関連させる工夫をすること。
- e 全ての登録企業に配布等ができる数量の資材を用意すること。
- f 納品方法、期日等については別途県が指示することとする。

6 管理運営体制

責任者及び運営スタッフ等を次のとおり配置するものとする。

(1) 責任者

運営スタッフを指揮監督する責任者として配置する。

(2) 運営スタッフ

当該業務に直接従事するものとして配置する。

(3) 技術者

ポータルサイトの保守管理及び改修に従事するものとして配置する。

7 完了検査

すべての業務完了後、契約満了日までに業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

8 その他

- ・原則として、この仕様書及び提出された企画書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、県に相談し、指示を受けるものとする。
- ・事業の実施にあたって、進捗状況を逐一県に報告すること。
- ・本事業におけるすべての制作物等の著作権は、県に帰属する。また、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ・受託者は、業務完了後5年間本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ・本事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。
- ・本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とする。

中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金

奨学金返還 支援制度を
 整備している **中小企業** を
 愛知県が **応援** します!



奨学金返還支援制度導入のメリット

登録いただいた企業は
 「**あいち奨学金返還支援ネット**」
 にて紹介します!



人材の確保・定着



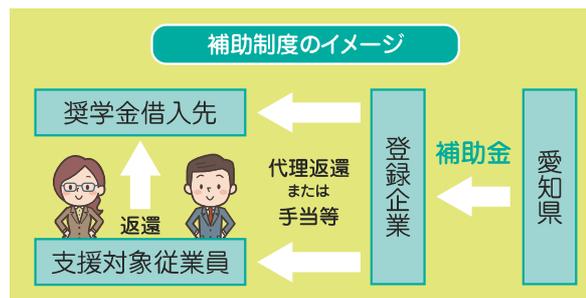
企業イメージ向上

補助制度の概要

(従業員1人あたり)

最大 20万円/年度を補助

- 中小企業等が従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額の1/2以内を補助金として交付
- 採用年度から最大3会計年度補助
 ⇒3年で最大60万円を補助



企業登録申請の方法

《補助を受けるためには、企業登録が必要です(登録無料)》

- 「あいち奨学金返還支援ネット」にて申請いただけます。
- 申請書類や具体的な手続きについても、「あいち奨学金返還支援ネット」にてご確認ください。

「あいち奨学金返還支援ネット」
 はこちら



愛知県奨学金返還支援

検索



登録企業の要件

以下の要件を満たす法人[※]・個人事業主 ※会社、NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、組合等

- 愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること
- 常時雇用する従業員数が300人以下であること(資本金の規模は問いません)
- 雇用保険の適用事業所であること
- 従業員への奨学金返還支援制度の規程を整備し、奨学金返還のための支援をしていること

支援対象従業員の要件

登録企業に2024年4月以降に雇用され、
県内事業所に正社員(試用期間含む)
として勤務する方

対象となる奨学金

日本学生支援機構の奨学金の他、地方公共
団体・大学・企業等が貸与する奨学金

※特定の職種に就職した場合や、特定の地域に居住した
場合に返還が免除されるものは除く

申請の流れ

《対象となる従業員の雇用後、30日以内に支援計画書の提出が必要です》

- 補助金交付までの大まかな流れは下図のとおりです。
- 申請書類等、具体的な手続きについては、
「[あいち奨学金返還支援ネット](#)」にてご確認ください。

「あいち奨学金
返還支援ネット」
はこちら



手続き	① 支援制度を有する 又は創設	② 企業登録申請 ※1	③ 「あいち奨学金返還 支援ネット」に公開	④ 支援対象者の雇用 ※2	⑤ 支援計画書の提出 ※3	⑥ 補助金交付申請 ※4、※5	⑦ 実績報告	⑧ 請求書の提出	⑨ 補助金交付
期限		随	時			原則 2月末日	支援完了後 30日又は3月31日の いずれか早い日	額の確定後 速やかに	県が請求書を 受理して から30日

- ※1 企業登録は、3年ごとに更新が必要。
- ※2 支援対象者は、企業登録後に雇用した従業員が対象。
- ※3 従業員を雇用後、原則30日以内に提出。
- ※4 補助の対象となるのは企業登録後に支給した手当等に限られる。
- ※5 補助金交付申請は、当該年度分を原則2月末日までの間に県に提出。(3月分の手当は、見込額で申請)

愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業

愛知県労働局就業促進課 TEL:052-954-6366 MAIL:shugyo@pref.aichi.lg.jp

2024.09

奨学金を借り入れている方へ

愛知県奨学金返還支援制度 登録企業へ就職すると

奨学金返還の支援が 受けられます!

奨学金返還支援制度登録企業とは?

愛知県では、従業員の奨学金返還を支援する中小企業等に補助金を交付する「奨学金返還支援制度」を2024年度に創設し、この制度に登録した企業を「奨学金返還支援制度登録企業」として認定しています。



奨学金返還支援制度登録企業に就職するメリット

企業・県の支援により
**奨学金返還の
負担を軽減**



安心して仕事に打ち込める!

プライベートを充実させられる!

モチベーションが向上する!

奨学金返還支援制度登録企業を探すには



「**あいち奨学金返還支援ネット**」にてご確認ください



愛知県奨学金返還支援

検索

詳しくは裏面にて!→

